

職員就業規則（賃金規程）新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 2 条（賃金の構成）</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>（2）諸手当（役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当）</p> <p>第 19 条（賞与）</p> <p>第 20 条（支給対象者）</p> <p>第 21 条（算定審査事項）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 2 条（賃金の構成）</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>（2）諸手当（役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当）</p> <p>第 19 条（処遇改善手当）</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート（所得制限のない）社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>（2）前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p> <p>第 20 条（特定処遇改善手当）</p> <p>（1）特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート（所得制限のない）社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>（2）前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p> <p>第 21 条（賞与）</p> <p>第 22 条（支給対象者）</p> <p>第 23 条（算定審査事項）</p>

